

○就労移行支援(養成)サービス費

基本部分	注		注		注	注	注		注	注	注		
	地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が増える場合	職業指導員若しくは生活支援員又は就労支援者の員数が基準を満たさない場合	又は	サービス管理責任者の員数が基準を満たさない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束禁止未実施減算(障害者支援施設が行う就労移行支援の場合)	又は	身体拘束禁止未実施減算(障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算	情報公表未報告減算
口 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	(1) 定員20人以下	(一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (756単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (644単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (553単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (468単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (381単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (348単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (323単位)											
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (699単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (587単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (495単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (433単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (351単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (313単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (291単位)											
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (665単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (560単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (464単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (402単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (338単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (295単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (272単位)	×95/100										
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (656単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (554単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (453単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (384単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (338単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (286単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (266単位)		×70/100									
	(5) 定員81人以上	(一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (653単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (545単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (439単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (363単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (337単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (277単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (258単位)			減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100								
					減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100								
						減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100							

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)											
就労支援関係研修了加算	(1日につき6単位を加算)											
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) (1日につき51単位を加算) ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき41単位を加算)											
高次脳機能障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)											
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)											
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)											
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)											
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき500単位を加算) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算)											
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)											
食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)											
移行準備支援体制加算	(1日につき41単位を加算)											
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (所定につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (所定につき10単位を加算)											
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)											
運動訓練加算	(1日につき800単位を加算)											
在宅時生活支援サービス加算	(1日につき300単位を加算)											
社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)											
地域連携会議実施加算	イ 地域連携会議実施加算(Ⅰ) (1回につき、583単位を加算) ロ 地域連携会議実施加算(Ⅱ) (1回につき、403単位を加算)											
緊急時受入加算	(1日につき100単位を加算)											
集中的支援加算(月4回を限度)	(1回につき1,000単位を加算)											

福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×103/1,000)	<p>注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計</p> <p>注2 指定障害者支援施設において行った場合</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×107/1,000)</p> <p>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×0/1,000)</p> <p>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×89/1,000)</p> <p>ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×71/1,000)</p> <p>ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)</p> <p>(1)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1月につき 所定単位数×94/1,000)</p> <p>(2)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1月につき 所定単位数×89/1,000)</p> <p>(3)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1月につき 所定単位数×0/1,000)</p> <p>(4)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1月につき 所定単位数×0/1,000)</p> <p>(5)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1月につき 所定単位数×76/1,000)</p> <p>(6)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1月につき 所定単位数×0/1,000)</p> <p>(7)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1月につき 所定単位数×67/1,000)</p> <p>(8)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1月につき 所定単位数×76/1,000)</p> <p>(9)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1月につき 所定単位数×0/1,000)</p> <p>(10)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1月につき 所定単位数×54/1,000)</p> <p>(11)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1月につき 所定単位数×58/1,000)</p> <p>(12)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1月につき 所定単位数×0/1,000)</p> <p>(13)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1月につき 所定単位数×48/1,000)</p> <p>(14)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1月につき 所定単位数×36/1,000)</p> <p>注3 令和6年6月1日から算定可能</p> <p>注4 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能</p>
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×101/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×86/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位数×69/1,000)	
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)		
	(1)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	(1月につき 所定単位数×80/1,000)	
	(2)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	(1月につき 所定単位数×86/1,000)	
	(3)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	(1月につき 所定単位数×88/1,000)	
	(4)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	(1月につき 所定単位数×84/1,000)	
	(5)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	(1月につき 所定単位数×73/1,000)	
	(6)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	(1月につき 所定単位数×71/1,000)	
	(7)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	(1月につき 所定単位数×65/1,000)	
	(8)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	(1月につき 所定単位数×73/1,000)	
	(9)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	(1月につき 所定単位数×63/1,000)	
	(10)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	(1月につき 所定単位数×52/1,000)	
(11)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	(1月につき 所定単位数×56/1,000)		
(12)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	(1月につき 所定単位数×50/1,000)		
(13)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	(1月につき 所定単位数×48/1,000)		
(14)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	(1月につき 所定単位数×35/1,000)		
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×64/1,000)	<p>注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計</p> <p>注2 指定障害者支援施設において行った場合</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×67/1,000)</p> <p>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×49/1,000)</p> <p>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×27/1,000)</p> <p>注3 令和6年5月31日まで算定可能</p>
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×47/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×26/1,000)	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×17/1,000)	<p>注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計</p> <p>注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位数×18/1,000)</p> <p>注3 令和6年5月31日まで算定可能</p>
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×15/1,000)	
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき 所定単位数×13/1,000)	<p>注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計</p> <p>注2 令和6年5月31日まで算定可能</p>